|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 別表２－１  **誓約書**   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 確認 | 項目 | 内容 | |  | 申請要件４ | 申請者は職業安定法第３２条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当せず、又、過去３年以内に行政処分（業務改善命令、業務停止命令、派遣事業改善命令、派遣事業停止命令、派遣事業許可の取消、派遣事業廃止命令）を受けていない。 | |  | 申請要件５ | 直近５年間において、雇用する労働者について労働関係法令に重大な違反をしていない。 | |  | 申請要件７ | 本制度の趣旨に照らして問題となる事実が認められない。 | |  | 審査項番２３ | 同業者間での談合（価格協定）や採算度外視した料率を武器に営業する等不公正な取引を行っていない。 | |  | 審査項番  ３２ | 求職の申込の勧奨を目的として、求職者への金銭等の提供をホームページや営業用パンフレットに掲載するなどの宣伝広告をしていない。又、金銭提供することを電話、メール、ＦＡＸ、口頭で伝えて勧奨していない。 | |  | 審査項番  ８１ | 紹介で就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る）に働きかけて求職の申込をさせるなどの再転職を目的とする勧奨をていない。 | |  | 審査項番  ８４ | 再就職支援を行う場合は、退職の強要・勧奨等を行っておらず、支援を受けることに係る再就職支援対象者の同意を明示的に確認している。 |   ※確認欄に☑を入れてください。    職業紹介優良事業者認定審査申請にあたり、上記要件を満たしていることを誓約致します。  年　　月　　日  所在地  申請事業者名称  代表者　　　　　　　　　　　　　印 |

別表２－２

**誓約書（関係法令の遵守）**

申請者は、法令遵守チェックリストに定める下記の法令のいずれについても遵守していることを誓約します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※確認欄に☑を入れてください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 確認 | No | 法令 | 審査項目 |
|  | 1 | 職安法：  第32条の11第１項  及び施行規則第24条の3 | 港湾・建設の職業を紹介してはならない。（※有料職業紹介所のみ） |
|  | 2 | 職安法：  第32条の3第1項、第2項、施行規則第20条第１項、第2項、第４項、附則第４項 | 職業紹介に関し、法定手数料、届出手数料以外に、いかなる名義でもその実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。 |
|  | 3 | 職安法：  第32条の７第１項 | 所定の項目に変更があった場合は、所定期日内に届け出しなければならない。 |
|  | 4 | 職安法：第32条の14 | 事業所ごとに専属する職業紹介責任者を選任しなければならない。 |
|  | 5 | 職安法：第32条の15 | 事業所毎に法定帳簿を作成し、備え付けねばならない。 |
|  | 6 | 職安法：第44条 | 法第45条に規定する場合を除き、労働者供給事業を行ってはならない。 |
|  | 7 | 職安法：第51条第1項 | 業務上知り得た「人の秘密」を他に漏らしてはならない。 |
|  | 8 | 職安法：第65条第8号 | 虚偽の広告をなし、又は虚偽の条件を呈示して職業紹介してはならない。 |
|  | 9 | 職安法：第65条第9号 | 労働条件が法令に違反する工場事業場等のために職業紹介してはならない。 |
|  | 10 | 職安法：  第5条の3第1項、  第2項、  施行規則第４条の2 | 求人者は紹介事業者に対して労働条件等を明示しなければならない。又、紹介事業者は求職者に対して、労働条件等を明示しなければならない。 |
|  | 11 | 職安法：  第32条の13、  施行規則第24条の5 | 紹介事業者は、求人者・求職者から求人・求職の申込みを受理した場合は速やかに、取扱い職種の範囲等を明示しなければならない。 |
|  | 12 | 職安法：第51条第2項 | 業務上知り得た個人情報や求人者等に関する情報をみだりに他に知らせてはならない。 |
|  | 13 | 個人情報保護法：  第23条 | 本人の同意なくして、個人データを第3者に提供してはならない。 |
|  | 14 | 雇用対策法：第10条 | 募集・採用について、法令で定める以外を除いて、年齢差別をしていない。（＊） |
|  | 15 | 男女雇用機会均等法：  第5条､第6条､第7条 | 募集・採用、配置・昇進等について、性差別及び間接差別をしていない。（＊） |
|  | 16 | 労働基準法：第24条  （職安法第44条） | 雇用主は賃金を労働者に直接支払っている。（間接払いをしている場合は労働者供給事業に該当しないか→項目6へ） |
|  | 17 | 入管法：第73条 | 外国人の不法就労に関するあっせんをしていない。 |
|  | 18 | 障害者雇用促進法：  　第34条、第35条 | 募集・採用及び採用後の待遇（配置・昇進等）について、障害者であることを理由とする差別をしていない。（＊） |
|  | 19 | 障害者雇用促進法：  　第36条の2、3、4 | 募集・採用及び採用後に、障害者の申出等により、障害の特性に配慮した必要な措置を講じている。（＊） |

＊優良認定申請者が雇用する労働者について確認する。

年　　月　　日

所在地申請事業者名称

　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　印

**申請要件6に関する誓約書**

当社の管理監督者を除くすべての労働者のうち、平成 29 年 3 月から平成 30 年 2 月の 12 か月間における月平均法定時間外労働時間が 60 時間以上となる見込みの者はおりません。

なお、申請日後に、平成２９年３月から平成３０年２月の１２ヶ月間における月平均法定時間外労働時間が６０時間以上となる労働者が生じた場合は、速やかに審査認定機関に報告いたします。

平成 　年 　月　 日

申請事業者名

　　　　　　　　　　　　　　 代表者名（本人自署もしくは記名押印）